## 新聞購読料及び食料品等生活必需品への消費税軽減税率適用を 求める意見書

新聞は、日々国内外の広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・ 論評を広く国民に提供することによって国民の知る権利の保障と民主主義社会 の健全な発展に大きく寄与している。

民主主義社会において、主役は地域に暮らす国民一人ひとりである。その一人ひとりの国民は、政治や経済、社会等さまざまな分野の正確な情報と知識を得ることにより正しい判断ができるのであって、それらを手軽に安価で入手できる環境を維持していくことが重要である。消費税増税による経済的負担により、新聞を購読する人が減少すれば、新聞社及び新聞販売店の経営を圧迫し、国民への情報等の提供に悪影響を及ぼすこととなり、日本の民主主義社会の衰退につながることが危惧される。近年、いわゆる活字離れ・文字離れによって、読み書きの能力、教養や常識の低下や国や社会に対する関心の低下も指摘されており、国の文化施策にとっても深刻な影響が生じることが懸念される。

欧州の各国においては、「民主主義を支える公共財」として新聞等に軽減税率 を適用しているだけでなく、食料品等の生活必需品にも適用している。

国民、特に低所得者層にとっては、日々必要とする食料品等の生活必需品に対する負担の割合は大きいため、逆進性を緩和する施策としても軽減税率の適用が必要である。

よって、国においては、消費税率の引き上げに際し、新聞購読料及び食料品等生活必需品に軽減税率を適用するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年(平成25年)12月19日

高 砂 市 議 会